



宮 崎 県 公 報

平成19年11月15日 (木曜日) 第 1931 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- あらたに生じた土地の確認及び町の区域への編入…………… (市町村課) 1
- 日向東臼杵南部広域連合の規約変更の許可…………… (市町村合辦支援室) 1
- 道路の区域の変更 (11件) …………… (道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始 (11件) …………… (道路保全課) 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 6
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の縦覧…………… (環境対策推進課) 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 6
- 監査委員公告
- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 7

告 示

宮崎県告示第 887号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項の規定により、公有水面埋立てによってあらたに生じた次の表に掲げる土地を確認し、同法第 260条第 1 項の規定により、同地を同表の右欄に掲げる町の区域に編入する旨、日南市長から届出があった。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

あらたに生じた土地	編入する町
日南市材木町15の2、16の2の地先の967.63平方メートル	日南市材木町

上記地番は、平成19年4月20日の登記記録による。

宮崎県告示第 888号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 291条の 3 第 1 項の規定により、日向東臼杵南部広域連合から申請のあった日向東臼杵南部広域連合の規約の変更については、平成19年11月6日付けで許可した。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 889号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2	西都市大字	旧	10.1 ~	82.2

19号	右松字北鶴 591番地先 から同市同 大字同字 6 22番 1 地先 まで	新	10.1 ~ 12.0	82.2
-----	--	---	----------------	------

宮崎県告示第 890号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4301番 6 地先から同 市同町4321 番 3 地先ま で	旧	10.5 ~ 19.8	253.5
				新	11.0 ~ 24.4	253.5

宮崎県告示第 891号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚 園国有林20 78林班お小 班地先から 同市須木同 大字柚園国 有林2078林 班く小班地 先まで	旧	5.4 ~ 12.4	18.0
				新	11.0 ~ 22.0	18.0

宮崎県告示第 892号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚 園国有林20 78林班わ 1 小班地先か ら同市須木 同大字柚園 国有林2078 林班わ 1 小 班地先まで	旧	4.0 ~ 7.8	45.0
				新	41.0 ~ 61.0	45.0

宮崎県告示第 893号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1039番 1	旧	26.0 ~ 42.0	52.6
				新	26.0 ~	52.6

			地先から同 郡同村同大 字同字1039 番 1 地先ま で		80.0	
--	--	--	---	--	------	--

宮崎県告示第 894号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字滝 ノ内2692番 28地先から 同郡同町同 区水清谷同 字2692番28 地先まで	旧	9.7 ~ 10.3	37.1
				新	11.6 ~ 14.7	37.1
				旧	8.3 ~ 10.0	18.0
				新	15.4 ~ 17.2	18.0
				旧	18.4 ~ 22.8	56.3
				新	52.2 ~ 81.3	56.3

宮崎県告示第 895号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北 郷線	北諸県郡三 股町大字長 田字大八重 5293番3地 先から同郡 同町同大字 同字5293番 3地先まで	旧	18.7 ~ 51.3	58.0
				新	18.7 ~ 93.7	

宮崎県告示第 896号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字中 ノ原 120番 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 122番3地 先まで	旧	5.0 ~ 9.8	49.0
				新	42.4 ~ 47.0	

宮崎県告示第 897号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字山中11 02番1地先 から同郡同	旧	4.4 ~ 5.2	20.0
				新	23.4 ~ 39.4	

町同大字同 字1109番地 先まで

宮崎県告示第 898号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字元 屋敷亥 616 番2地先か ら同市同町 二股同字亥 613番7地 先まで	旧	2.9 ~ 16.5	129.0
				新	9.5 ~ 27.8	
				旧	4.7 ~ 10.4	
			延岡市北方 町二股字元 屋敷亥 613 番 102地先 から同市同 町二股同字 亥 623番11 地先まで	新	10.6 ~ 15.3	131.8

宮崎県告示第 899号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
422	県道	有水山 之口停 車場線	都城市山之 口町山之口 字藤ノ木48 25番1地先 から同市同 町山之口同 字4825番1 地先まで	旧	19.6 ~ 20.2	10.0
				新	21.0 ~ 21.6	

宮崎県告示第 900号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字 右松字北鶴 591番地先 から同市同 大字同字 6 22番 1 地先 まで	平成19年11月15日

宮崎県告示第 901号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4301番 6 地先から同 市同町4321 番 3 地先ま で	平成19年11月15日

宮崎県告示第 902号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚	平成19年11月15日

園国有林20
78林班お小
班地先から
同市須木同
大字柚園国
有林2078林
班く小班地
先まで

宮崎県告示第 903号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚 園国有林20 78林班わ 1 小班地先か ら同市須木 同大字柚園 国有林2078 林班わ 1 小 班地先まで	平成19年11月15日

宮崎県告示第 904号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1039番 1 地先から同 郡同村同大 字同字1039 番 1 地先ま で	平成19年11月15日

宮崎県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字滝ノ内2692番28地先から同郡同町同区水清谷同字2692番28地先まで	平成19年11月15日
			東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字小原3068番2地先から同郡同町同区水清谷同字3071番1地先まで	
			東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字赤木1696番1地先から同郡同町同区水清谷同字1695番1地先まで	

宮崎県告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
33	県道	都城北郷線	北諸県郡三股町大字長田字大八重5293番3地先から同郡同町同大字同字5293番3地先まで	平成19年11月15日

宮崎県告示第907号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区中渡川字中ノ原120番地先から同郡同町同区中渡川同字122番3地先まで	平成19年11月15日

宮崎県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字山中1102番1地先から同郡同町同大字同字1109番地	平成19年11月15日

先まで

宮崎県告示第 909号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 616番 2 地先から同市同町二股同字亥 613番 7 地先まで	平成19年11月15日
			延岡市北方町二股字元屋敷亥 613番 102地先から同市同町二股同字亥 623番11地先まで	

宮崎県告示第 910号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
422	県道	有水山之口停車場線	都城市山之口町山之口字藤ノ木4825番 1 地先から同市同町山之口同字4825番 1 地先まで	平成19年11月15日

宮崎県告示第 911号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 19-3	緒方健一	日南市大字益安字 鉾免 801番の一部、 753番 5、752番 6、字小路里道・ 水路及び 151番 3 の一部	4.40 5.00	178.45	平成19 年 9 月 4 日
(小林) 19-8	小堀正彰	小林市大字細野字 新竹1692番 3、16 93番 3、1694番 2、 1695番 2、1696番 4、1698番 3、近 接里道の一部	6.00 7.01 (有 効幅 員6. 00~ 6.05)	55.61	平成19 年 9 月 12日
(小林) 19-9	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	えびの市大字原田 字蒔迫29番11	4.30	21.25	平成19 年 9 月 25日
(高鍋) 19-1	土屋恭二	児湯郡川南町大字 川南字道東 13241 番地 1	6.00	38.10	平成19 年10月 9 日
(西都) 19-1	伊藤完盛	西都市大字調殿字 池田 248番 5	4.00	83.21	平成19 年10月 19日

公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第 8 条の規定により、平成18年度に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出書その他関係書類の縦覧場所
宮崎県環境森林部環境対策推進課
- 2 縦覧期間

平成19年11月15日から平成20年11月14日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字樺山字稲荷下6027-1	都城市妻ヶ丘町3街区14号 万代不動産株式会社 代表取締役 前田隆治

監査委員公告

平成19年3月30日付け 44100-714及び平成19年6月21日付け 44100-570の監査委員による監査の結果に関する報告に対して、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年11月15日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 水 間 篤 典
宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

1 文化財課

(1) 監査の結果に関する報告事項

指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダー探査業務委託について、契約書に知事印が押印されていないかった。

(2) 措置の内容

指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダー探査業務委託において、本来なら支出負担行為書決裁後速やかに、業務委託契約書に知事印を押印し、契約相手方に契約書を送付すべきところを、これを行わなかったものである。指摘を受けた平成19年2月13日当日、ただちに総務部総務課で押印を行い、契約相手方に契約書の送付を行った。今後は、支出負担行為決裁後、契約を締結する際には、押印等の確認を十分に行うこととし、再発防止に努める。

2 東臼杵教育事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、扶養親族に認定されていた配偶者の向こう1年間の収入が130万円を超える期間が一時的に生じていたが、この間も配偶者に係る手当を支給しているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、直ちに所属より配偶者の支給要件喪失に係る扶養親族届を提出させ、平成19年3月分給与にて戻入処理を行った。今後は、手当支給要件の事後確認を徹底し、再発防止に努める。

3 教育研修センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

長期継続契約に係る委託料の随意契約について、契約期間全体の執行予定額が100万円以上のものについて予定価格調書を作成していないものが見受けられた。

(2) 措置の内容

今回指摘を受けた原因は、規則等の認識不足により、長期継

続契約(3カ年)の単年度の執行予定額が100万円未満だったため、調書の作成は必要ないと判断したものである。今後は、関係職員全員で関係規則、通知文等を見直すことで認識を深め、職員相互のチェックが機能するよう努める。

4 宮崎工業高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、支給不足となっているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、再実測を行ったところ、認定距離の誤りによる手当の支給不足であることを確認した。直ちに主管課(教職員課)と協議の上、通勤手当の支給不足分(過年度追給分)については平成19年4月20日に追給処理を行った。今後は、認定時において、正確な事実の確認に努め、認定誤りの発生を防止する。

5 高原高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

育児休業後に職務復帰した職員の通勤手当について、支給手続きがされていないものがあった。

(2) 措置の内容

職員の育児休業が終了したことに伴い、平成18年11月19日より復帰し、通勤の事実が発生した。当該通勤手当については、平成18年11月分から支給すべきところを確認もれにより、手当復活に係る電算報告が行われず、支給されなかったものである。事務局監査実施後、直ちに平成19年2月の定例電算報告で、平成18年11月分から平成19年1月分について追給手続きを行った。今後は、職員の実態を十分把握し、出勤簿等と諸手当認定簿を定期的にチェックする体制を整備し、適正な事務処理を行うよう努める。

6 高鍋農業高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

委託契約事務について、見積書徴収による決定金額と契約額が異なるものがあった。

(2) 措置の内容

前年度の契約書を複写した際に、契約金額等の修正を行わないまま締結したものである。事務局監査実施後、直ちに正しい金額(見積書の金額)で契約書の再作成を行った。本件指摘内容は、部内のチェック体制がきわめて不十分であったことが原因であった。今後は契約に係る支出負担行為書の作成時に、見積金額と契約金額の整合性をはじめ、全ての項目について複数の職員で厳密にチェックを行い、再発防止に努める。

7 延岡ろう学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

休暇取得者の給与について、過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

介護休暇を取得した職員の平成18年3月分給与について、日割計算が発生したにもかかわらず、減額支給の手続きをしておかなかったため、過払いが生じたものである。事務局監査実施後、直ちに本課(教職員課)と協議し、平成19年1月給与で処理を行った。今後は、職員の勤務の実態と給与の整合性について複数の職員で確認するとともに、給与明細の確認を月ごとに実施し、再発防止に努める。

8 都城養護学校

- (1) 監査の結果に関する報告事項
扶養手当について、特定期間にある子に係る手当額の加算がされずに支給不足となっているものがあった。
- (2) 措置の内容
扶養手当の支給不足分については、平成18年度分を平成19年2月の給与で追給し、平成17年度分については教職員課で処理を行い平成19年4月分給与に含めて過年度追給を行った。本件指摘は給与電算報告時において報告書のチェックが不十分であったこと、その後の給与支給内訳書と関係書類との照合確認が不十分であったことが原因である。このため、給与事務については部内の全員でチェックするとともに、毎月の給与支給内訳書も関係書類との照合を複数の担当者で読み合わせ方式で確認を行っている。
- 9 宮崎県漁業協同組合連合会
- (1) 監査の結果に関する報告事項
平成17年度宮崎県新操業形態実証化支援事業補助金について、補助金の一部を対象事業以外のために使用しているものがあった。
- (2) 措置の内容
県において、連合会に対して指導を行い、平成17年度宮崎県新操業形態実証化支援事業補助金について、補助対象以外に使用した補助金を平成19年6月8日に県に返還させた。また、加算金については平成19年6月13日に県に納入させた。今後、このようなことがないよう、改善策として規則の遵守等を徹底させるとともに、理事会で必要に応じ協議を行って事業を実施させることとした。
- 10 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会指定管理グループ
- (1) 監査の結果に関する報告事項
県営住宅の防水工事について、不適正な契約手続きをしているものが散見された。
- (2) 措置の内容
県において、指定管理グループに対して、維持修繕業務の執行体制の強化を図るよう改善指導を行った。指定管理グループでは、監査結果及び県の改善指導を受けて、代表構成員である社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に、新たに維持修繕業務を担当する専任技術職員を確保する等、業務執行体制の強化を図ることとした。
今後、県では、指定管理者から報告される維持修繕業務報告書等の内容を精査するため、適宜、立入調査を実施することとした。